

令和7年 12 月 15 日

ミカンコミバエ種群の対象植物の追加について

1. 経緯及び現状

- (1)ミカンコミバエ種群(*Bactrocera dorsalis* species complex)は、植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表2の2項に規定される検疫有害動植物であり、発生国からの対象植物の輸入が禁止されています。
- (2)今般、携帯品検査において輸入されたインドネシア仕出しポメティア・ピンナタ生果実(ムクロジ科、*Pometia pinnata*)からミカンコミバエ種群が発見されました。
- (3)現在、ポメティア・ピンナタ生果実は、ミカンコミバエ種群の対象植物として規定されていません。

2. 対応

SPS 緊急通報を発出し、ミカンコミバエ種群の発生国に対して、発出日の翌日以降、ポメティア・ピンナタ生果実の輸入を停止する旨を通知します。

3. 会員への情報提供のお願い

今般、ポメティア・ピンナタ生果実(ムクロジ科、*Pometia pinnata*)がミカンコミバエ種群の寄主植物であることが判明しました。このため、別紙の規則別表2の2項で規定されているミカンコミバエ種群の対象地域並びにアゼルバイジャン及びガイアナ(本年6月 23 日付け規則改正により追加、12 月 23 日付け改正規則施行)に対し、SPS 緊急通報により、ポメティア・ピンナタ生果実の検査証明書の発給停止を要請します。

本措置は、SPS 緊急通報の発出日の翌日に発効し、発効日以降、検査証明書が添付されたポメティア・ピンナタ生果実が輸入された場合であっても、廃棄処分となります。